

大谷・村川両氏八、米子居住の者にて代々名有町人也。子孫今に町年寄役を勤む、此両氏竹嶋に渡海の事免許を蒙る八、元来彼の嶋八、日本の地を離るゝ事、幽遠にして、前々渡海する者なかりしに、彼の両人渡海の利潤を考へ、元和三年の頃、国守光政公へ訴訟仕けり。光政公承り武都へ言上有て、渡海を赦し給ひぬ。夫より已来毎年竹嶋へ押渡り、海漁をなすに、利潤を得る。然るに元禄五年二到て、例の如く渡海命けるに、唐人数多群居して海漁をなす。両氏はを制すといへとも、更に聞入ずのミならず、既に危き難に及はんとするより、両人は非二及はず帰帆しける。翌酉年又渡海する所に、今度八唐人大勢渡て家屋をもふけ、海漁をなし給まら八す、両氏如何共する事を得ず。依て計策をなし、唐人式人を擒にして、召連て帰帆し、同年四月廿七日未ノ刻、米子へ着岸して、灘町大谷九右衛門宅に唐人を入置、其由を言上二及ふ。清源公（綱清）聞召、大谷・村川、能々唐人を鳥取へ召寄せ給ふ。加藤郷右衛門・尾関忠兵衛兩人に仰付有て、彼の者共を召連参り、東都へ言上し給ふ。朝鮮国よりも便りを以、かの嶋の事種々訴訟しける故に、終にかの嶋を朝鮮へ附せられ、大谷・村川渡海の義止にけり。是より退転して今に至て渡海の者なし。竹嶋といふ八、日本を離るゝ事遠くして、朝鮮に八近し。渡嶋の者、三、四月頃先隠岐国へ渡り居、強き南風を待て、とも綱をとき押渡る。嶋八隠岐より乾に当て、海路百里計り、朝鮮江八無下二程近し、彼の国湊釜山浦へ八、其間十八里、夜二到れ八かの嶋に灯をともせ八、其光り慥二見ゆるとかや、夏の間八彼の嶋に有て獵し、秋に到て、け八しき北風来て帰帆す。渡嶋の者行齡を限り、三十を越ゆる者は海上の波風を凌ぐ事成りかたしと成り、嶋の形三ツに分れ、山嶽け八しく、境内も広からず、人民住居せず、大竹喬木盛茂し、諸鳥禽獸多く、魚鱉貝類素より磯辺に充滿して産物足し嶋也とかや。甘露の瀧有り。能々異成ル井泉有といへり。又此嶋に生ずる猫、尾の悪しく短く曲なり、今に至て尾の短く曲なるを八、世の人竹嶋猫と称る也。又匏極めて大きく、是を串匏にするに、其好味なる事類なし。所謂匏を得る事谷岸へ生い茂る竹を撓めて、海中へ沈メ置、朝に是を浮ふるに匏・蛤の枝葉に附事、^ナ生る李スモの如くなるとかや。其外種々の産物、因伯の西国八いふに及はず、普く日本の利潤なりしも、退転に及ひし事、をしミても余り有り